

令和3年第1回取手市教育委員会定例会会議録（公開用）

1. 招集年月日 令和3年1月26日（火曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男
教育委員 櫻井 由子
教育委員 猪瀬 哲哉
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
教育部長 田中 英樹
教育参事 森田 哲夫
教育次長兼教育総務課長 大手 勉志
学務給食課長 三浦 雄司
指導課長 大越 茂
指導課長（教育総合支援センター担当） 松戸 孝泰
スポーツ生涯学習課長 長塚 逸人
スポーツ生涯学習課長（スポーツ振興担当） 豊島 寿
公民館課長 大野 篤彦
図書館課長 飯塚 稔
指導課教育総合支援センター副参事 篠田 清孝
文化芸術課長補佐 染谷さおり
6. 書 記
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 主査 谷口 京子
教育総務課 総務法規係 主事 中村 翔
7. 議 事
議案第1号 取手市就学援助規則の一部を改正する規則について
議案第2号 取手市いじめ問題専門委員会運営規則の一部を改正する規則について
議案第3号 取手市放課後子どもクラブ運営業務の委託事業者の公募について
報告第1号 取手市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について
報告1 寄附の受け入れについて
報告2 いじめ防止策の取組み状況に関する報告について

8. その他

- (1) 取手市教育振興基本計画(案)の概要版について
- (2) 令和2年第4回取手市議会定例会一般質問について
- (3) 2月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 会議の概要

午前9時31分開会

○教育長

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和3年第1回取手市教育委員会定例会は、成立しました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

配布物の確認を事務局からお願いします。

[谷口主査が配付物について説明]

○教育長

それでは、教育長報告をさせていただきます。4点ございます。

まず1点目です。新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる対応についてということで、茨城県では、独自の緊急事態宣言を令和3年1月18日から2月7日まで、県内全域に発令したところですが、不要不急の外出自粛が引き続き求められたほか、学校の部活動制限、イベントの開催制限、県施設の休館(県立図書館を除く)などが緊急事態措置として打ち出されました。取手市においても、市の対策本部で対応を協議した結果、1月18日から2月7日まで、不特定多数の人が集まる屋内施設を中心に、休止又はサービスの一部停止の対応をとっております。学校の休業関係では、市立中学校で1月13日及び1月21日に、それぞれ生徒1名の新型コロナウイルス感染が判明したために、1日ないし2日間の臨時休業とし、校内の消毒作業を行ったところでございます。休止中の教育委員会の関連施設、サービスについては、1月25日現在、下記のとおりでございますけれども、この中には学校体育施設の開放事業も含まれております。

2点目、高井小学校でオンラインによる自動車工場見学を実施しました。高井小学校の5年生が社会科の授業として、令和3年1月13日と14日、2日間にわたりましてオンラインでの工場見学を行いました。昨年11月に県内外の工場を実際に訪れる予定でございましたけれども、コロナの影響ということで、当日はビデオ会議アプリで教室と日産自動車九州工場とを結び、製造工程や環境に対応した現在の自動車などについて学習をしました。児童からは「新車ができるまでどのくらいの時間がかかりますか」「検査に合格できなかった車はどうなるのか」といった積極的な質問が出たところでございます。これにつきましては、テレビや新聞報道等がなされたところでございます。

3点目、山王小学校における小規模特認校に関する保護者説明会についてでございます。令和3年4月から開始する、山王小学校における小規模特認校に関する説明会を1月15日、金曜日に、山王小学校で実施をいたしました。寒い中での開催でございましたけれども、11組の御家族が参加していただきました。説明会では、新たな特色ある取組と、これまでの特色ある取組について、学校長から説明をいたしました。説明会終

了後、参加者の皆様には授業参加をしていただき、山王小学校の生の雰囲気を感じていただきました。参観中には、教室への活動に参加する児童もあり、とてもほほ笑ましい場面もございました。また、授業参観と並行して説明会場では、校長先生、教頭先生が相談窓口を開設し、御家族が抱えている不安や疑問について丁寧に回答したところでございます。次回は2月6日、土曜日と26日、金曜日にオープンデーを開催する予定となっております。

4点目です。令和3年取手市成人式についてでございます。1月11日、月曜日に、市民会館において令和3年取手市成人式を開催しました。今年度は、式典時間の短縮や式典規模を縮小して、2部制で実施するなど、新型コロナウイルス感染症対策を講じました。新成人934名中、557名の方に参加していただきました。式典の運営については、成人としての自覚を持ち、思い出に残る式典となるよう、新成人で組織する成人式実行委員会に協力していただきました。開催の概要につきましては、記載のとおりでございます。私の報告については以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

議案第1号、取手就学援助規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を三浦学務給食課長お願いします。

○学務給食課長

それでは、議案第1号、取手市就学援助規則の一部を改正する規則について、御説明させていただきます。提案理由としましては、取手市就学援助制度の申請に係る様式を見直し、申請書類を集約することで、保護者の書類作成時の負担を軽減するとともに、学校及び教育委員会の事務軽減、文書管理の簡素化を図るため、取手市就学援助規則の一部を改正するものです。

それでは、まず、就学援助の申請方法について御説明いたします。8ページをご覧ください。こちらに現行のやり方が左側、見直し後のやり方が右側にございます。現行なんですけど、半分より左側にございますように、保護者の方が就学援助を希望する場合なんですけども、まず、1番にございますとおり、申請書と世帯票、それに所得証明書など所得を証明できるものを学校に提出していただきます。学校では、これらの書類を確認してから教育委員会に提出し、教育委員会では、申請書類をもとに審査を行います。審査後、審査結果を学校を経由して保護者に送付し、その後、就学援助に該当した保護者には⑤にありますように請求書と委任状を学校を経由して教育委員会に提出するような流れになっております。

今、御説明しましたとおり、現在の様式につきましては9ページから13ページにありまして、そちらの4種類、5枚の書類を作成して、現在は提出していただいておりますけども、今後につきましては、8ページの右側の見直し後にございますように、申請書のみの提出で済むように改正してまいりたいと考えております。改正後の用紙につきましては、こちら3ページから4ページにかけてございますように、今までの提出書類を精査、集約したものになっております。また、今回の申請書では、今まで同じ小中学校に御兄弟が在籍していれば、1枚で済むように改正しております。同様に、小学校の入学準備金の申請につきましても、2枚の書類を統合しまして、5ページにございますように1枚の申請に改正するものでございます。

今回の改正で、保護者の立場からしますと、申請手続の簡素化、学校と教育委員会の立場からしますと書類の配付、回収、管理の負担軽減を図ることができると考えております。また、申請書類に添付する所得を確認できる書類につきましても、見直し

を行いまして、今までですと、申請者全員に提出の義務をお願いしていたところでございますけども、今後は、課税権が取手市にない、1月1日現在市外在住者の方と、新入学用品費を早めに支給できるようにするため、新小学1年生の方のみ提出していただくことにしております。こちらにつきましても、保護者の書類準備の負担軽減、学校の書類回収、管理の負担軽減などを図ることができると考えております。以上でございますが、説明を終わりにします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○教育長

説明が終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○小谷野委員

申請が通った場合に、これまでは学校として全て流れができていたと思うんですよ。金銭的なものに関しましても。それは、今回の申請からは直接保護者に、例えば銀行振り込みとか、そういった形で入っていくような形に変わるのでしょうか。

○学務給食課長

今までもなんですけども、保護者に口座の情報を、請求書のところに記載をさせていただきまして、保護者口座に振り込みをしておりました。中には、学校経費等が滞っていた場合は、学校長宛に振り込むような形をとっておりました。それをそのまま今回も継続するような形で、基本は保護者に振り込むような形をとってまいります。

○小谷野委員

ありがとうございます。

○猪瀬委員

ちょっと初歩的な質問で申し訳ないんですけども、今回のような修学旅行費とか、修学旅行が行けなかった場合ですと、この振り込まれた金額が保護者側が振り込み料を払いながら払い戻すような形になってくるのですかね。

○学務給食課長

修学旅行とか校外学習に関しましては、学校から幾らかかったかという実績の報告をいただいて、認定作業を行っております。今年度につきましては、校外活動を実施した学校はございますが、修学旅行はほとんど実施しておりませんので、保護者の負担というのは、特に発生はしていないような状況になっております。そのため、今回、修学旅行費に関しましては、保護者に返して振り込むというか、援助するようなことは、今年度につきましては今のところはございません。

○猪瀬委員

ありがとうございます。

○教育長

よろしいですか。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。これより議案第1号を採決します。

お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議案第2号、取手市いじめ問題専門委員会運営規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を松戸教育総合支援センター長お願いします。

○教育総合支援センター長

よろしくお願ひいたします。議案第2号、取手市いじめ問題専門委員会運営規則の一部を改正する規則について、取手市いじめ問題専門委員会運営規則の一部を別紙のとおり改正することについて御提案いたします。

提案理由、取手市いじめ問題専門委員会は、取手市みんなでいじめをなくすための条例第19条第8項並びに取手市いじめ問題専門委員会運営規則の規定に基づき設置、運営されているところです。当該委員会におきましては、取り扱う議題が、特に児童、生徒、保護者などの個人情報に係るものであることから、本委員会は、集合対面式での非公開会議としているところをございました。しかしながら、この状況下、社会情勢を鑑み、議事内容を個別議事と一般議事に分類整理して、個別議事については、これまでどおり集合対面式での非公開会議にて審議を行う。一般議事については、オンライン会議システムによる一般会議での開催も可能とするため、取手市いじめ問題専門委員会運営規則の一部を改正するものでございます。

資料の1ページをご覧ください。今回、この2並びに3の会議の議事のところについてですが、新たに(1)個別議事と(2)一般議事について改正をさせていただいております。第4条第3項、2ページになりますが、こちら会議は非公開とする。ただし、「個別議事を審議しない会議」にあつてはとといったところを新たに改正させていただいております。また、オンライン会議による通常会議、こちらにおきまして新たに改正をさせていただいております。現在、さまざまな視点から、このオンライン会議等についてどうあるべきかについても、引き続き協議を進めているところでございます。以上で提案を終わりにします。よろしくお願ひいたします。

○教育長

以上で説明は終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願ひをいたします。

○小谷野委員

自分の中で1つ心配していることなので、該当しないかもしれないんだけど、会議を開く上で、個別的に子どもたちや保護者の名前が出てくるような状況とか、そうでない会議とが、いつもその会議ごとに常に一体としてあるのではないかなと想像をしているんですけど、それは別々に開催できるものなんでしょうかね。どうなんですか。

○教育総合支援センター副参事

御心配のところはごもつともだ感じております。そういう意味では、これまで本専門委員会の会議は非公開でやっておりました。ただ、こういう状況にもありますし、積極的に取手市のいじめ防止策の取組状況を積極的に発信するという観点もございまして、進捗状況、専門委員会の皆様からお示しいただきました施策の一つ一つをしっかりと取り組んでいるという、その進捗状況を御説明、逐次、御報告いたしまして、それに対して御指導等をいただきたいというところがございまして、そういったところに限定にはなりますけれども、発信していきたいというふうに考えております。

○小谷野委員

そうしましたら、そういった発信の頻度みたいなものが、これからは少しふえてく

るような見通しなんでしょうか。それとも、会議の回数はこれまでと余り変わらないというような状況なんでしょうか。

○教育総合支援センター副参事

今回の取組も、周りの自治体を見ましても、かなり先進的な取組になると考えております。そういう意味でも、まずは慎重に取り組んでいきたいというふうに考えておりまして、当面は従来どおりの開催というふうに考えております。

○櫻井委員

よろしいでしょうか。私も今、小谷野委員がおっしゃったところ、この一般議事と個別議事、どういうふうに分けるかなということで、今、事務局のほうから、一般議事に関しては、こちら事務局側の教育委員会側の取組について説明する場を一般議事ということにとらえているというお話でしたが、その中で質疑応答等もあると思えます。その中で、やはり小谷野委員と同じ懸念なんですけど、どうしてもそれを説明するだけで済まずに、どうしても踏み込まざるを得ない、個別議事に入らざるを得ないような状況にあるかと思いますが、その辺のコントロールに関しては事務局側で、それは個別議事に入りますので対面でというような形で持っていくものなんでしょうか。

○教育総合支援センター副参事

貴重な御意見ありがとうございます。現状想定しておりますのは、例えば例を挙げさせていただきましますと、全員担任制について3学年の取組はどうなっているのかとか、そういった大きな枠での議論を今のところ想定しております。ただ、今、御指摘いただきましたような観点、そちらも十分に配慮、検討いたしまして、委員の皆様にも御説明と御相談させていただきながら、運営を進めていきたいというふうに考えております。

○教育長

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて議案第3号、取手市放課後子どもクラブ運営業務の委託事業者の公募についてを議題といたします。

本件についての説明を長塚スポーツ生涯学習課長お願いします。

○スポーツ生涯学習課長

それでは、議案第3号、取手市放課後子どもクラブ運営業務の委託事業者の公募について、御説明させていただきます。

提案理由といたしましては、取手市放課後子どもクラブ、全14校のうち、取手東小学校、高井小学校、藤代小学校の3校の放課後子どもクラブの運営業務を事業者へ委託するため公募するものです。資料の2ページ目を見ていただきたいんですが、事業の件名につきましては、取手市放課後子どもクラブ運営業務委託となっております。

委託期間につきましては、令和3年10月1日から令和6年9月30日までの3年間となっております。公募の内容といたしましては、取手市放課後子どもクラブ14校のうち、先ほど述べました3校の子どもクラブの運営業務を事業者へ委託するものです。事業者の選定に当たっては、必要な知識、それから経験を有し、最もすぐれた提案を行う事業者から広く提案を求めるため、公募型プロポーザル方式を採用いたします。

次に3ページ目の参考資料としまして、プロポーザル実施要領の概要というものをつけさせていただきました。趣旨につきましては、前回の教育委員会定例会におきまして御説明をさせていただきましたので、省略させていただきますが、この中で4番の予算の部分、見積り限度額、こちらにつきましては3年間で2億142万5,000円となっております。年度別内訳としましては、令和3年度が3,113万6,000円、令和4年度が6,593万8,000円、令和5年度も同様です。令和6年度につきましては、3,841万3,000円となっております。

5番の参加資格につきましては、(1)から(4)の全ての要件を満たす必要がございます。(1)の受託実績を3年以上とした理由といたしましては、やはりある一定の実績があること。それから、人材育成期間ということも含めまして3年間以上は必要であるという考えから、3年といたしました。それから(2)の地方自治法施行令第167条の4とは、一般競争入札の参加資格の記述となっております。具体的には、破産手続の開始決定者や、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に該当するもの。それから、普通地方公共団体によって競争入札の不正行為等により一般競争入札の参加停止をされている者などに該当するものは、一般競争に参加させることができないこととなっております。(3)(4)につきましては、記載のとおりとなっております。

次に、6番の業務委託までのスケジュールについてでございますが、今後のスケジュールとしましては、プロポーザルの実施を令和3年2月1日から市のホームページ等で公表いたします。それから、令和3年2月に施設見学会、令和3年3月1日から実施要領に関する質疑受け付け、令和3年3月10日から質疑回答期間、令和3年3月1日から参加申込書の受付期間となっております。令和3年3月24日から参加資格審査結果の通知を行いまして、企画提案書の受け付けは3月24日から4月13日の期間となっております。その後、審査会を4月26日に、プレゼンテーションの実施ということで開催いたしまして、その結果を通知といたしまして、5月7日に発送を予定しております。なお、契約締結につきましては、令和3年6月中を予定しております。そして、業務委託の開始日は令和3年10月1日からとなっております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○石隈委員

御説明ありがとうございました。この参考資料のところ、2番にプロポーザルの目的があるんですけども、参加申込書に個々に書いてあるかもしれませんが、今回の審査基準といいますか、そういうものがより具体的にあると、申込みやすいし、審査しやすいし、審査がより透明になるかなと思うんですけども、もしそれが申込書のほうに具体的に書いてある場合もありますので、その辺はいかがでしょうか。

○スポーツ生涯学習課長

お答えいたします。こちら、プロポーザルを実施するに当たりまして、前回の教育委員会定例会に議案として提出させていただきました、プロポーザル審査委員会実施要綱に基づきまして、1月14日に公募型プロポーザル審査委員会を開催いたしました。その中で公募型プロポーザルの実施要領、こちらを協議して作成いたしました。また、プロポーザルを実施した際の審査基準についても、この委員会の中で決めて審査に臨むこととなります。以上です。

○石隈委員

すいません。前回お話が出たかもしれませんが、その審査基準というのもホームページに載る、プロポーザルの御案内に載りますか。

○スポーツ生涯学習課長

はい、そのとおりでございます。

○石隈委員

ありがとうございます。それで、これも前回言ったんですけど、すごく大事なのは、この前御説明いただきましたけど、年度ごとの事業の見直しと改善方法についても審査の基準で十分にやっていただければいいなと思います。こういうプロポーザルって、私もいろいろな立場で参加したことがあるんですけど、最初は丁寧に見て、終わったときも丁寧に見るんですけど、年度ごと、あのとき改善すればよかったというのが後でよく出るものですから、年度ごとの自己評価、他者評価と改善方法を明確にしているものが、公募として出てきて、審査を受けるといふか、高い評価をしたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○教育長

課長、中身を少し説明していただいて。

○スポーツ生涯学習課長

それでは、実施要領につきまして説明させていただきますと、こちらは原則、事業者から提案をしていただきたい内容につきまして、その様式を定めたものになります。具体的な内容としましては、まず運営理念、基本方針等に関する提案、それから育成支援等に関する提案、それから職員の管理体制と労働環境に関する提案、それから学校及び保護者、地域との連携、交流に関する提案、それから安全管理等に関する提案等が主なものとなっております。

先ほど委員から御指摘がございました、年度ごとの反省点とか、保護者からの要望とか、そういったものにつきましては、別に事務局が作成しました仕様書、こちらは必ず遵守していただくような法令規則、そういったものに基づいて運営をしていただくことなどを定めたものなんですけど、この中で年度ごとに保護者からの要望、そういったものがあつた場合、満足度も含めまして、こちら事務局のほうに提出をいただきまして、協議を行い、改善策というものを模索していくというような形になっております。以上です。

○櫻井委員

御説明ありがとうございました。今の御説明にかかることではないのですが、以前から気になっていましたのでお話ですが、この実施要領の概要の趣旨の一番下のところに「共働き家庭の就労支援の拡充を図る。」という一文がございます。以前から気になっておりましたが、必ずしもこの事業は共働き家庭に限ったことではなく、ひとり親家庭、あるいは事情があつて親と一緒に住めない子たちもいると思います。ですので、この事業に限らず「共働き家庭」という言葉を使うときには、御一考いただくの

はどうかと思います。本当に「共働き家庭」というものがふさわしいかどうか、それがふさわしい事業もありますので、共働き家庭に限って事業をするという事業もありますので、必ずしも全部変えたほうが良いということではありませんが、この「共働き家庭」という一語を使う際には、これがふさわしいかどうか御一考いただければと思います。教育委員会全体の文書について、ちょっと思っておりましたのでお話しさせていただきます。

○教育長

そうですね。大事な指摘だと思いますので、改めてそういった視点で用語の使い方、捉え方を考え直していきたいと思います。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり決定をいたしました。続いて報告第1号、取手市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を松戸教育総合支援センター長お願いします。

○教育総合支援センター長

よろしく願いいたします。報告第1号、取手市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について。取手市いじめ問題対策連絡協議会委員を委嘱したので、別紙のとおり報告をさせていただきます。

提案理由でございます。取手市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱については、取手市みんなでいじめをなくすための条例第18条に基づき、いじめの防止等のための対策を関係機関等及び団体との連携を図り、実効的に行うために、取手市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、別紙のとおり委嘱したものです。

お手元の資料1ページをご覧ください。こちらには令和3年1月20日から令和4年3月31日まで、先日行われました委員の方々の名簿を記載させていただいております。当日は、こういった状況下の中、委員の方々にお集まりいただきました。資料2ページには、取手市みんなでいじめをなくすための条例の関係する条文、第18条を参考資料として添付させていただいております。以上、委員の委嘱について御報告いたします。御審議よろしく願いいたします。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○櫻井委員

御説明ありがとうございました。今の名簿を拝見して、多くの先生方、学校関係、あるいはPTA関係の方は、異動その他によって、現在の学校あるいはその任が変わられるかと思いますが、その場合の委員のほうはどのようになっていきますでしょうか。

○教育総合支援センター長

委員を解かれる場合には、その方に代わって団体、関係機関からの選出という形になります。任期につきましては、前任の方のものを引き継ぐというようなことになっております。そういった中で、特に学校現場におきましては、定期人事異動によって変わることもございますので、そういったところは来年度以降、御指摘のとおり十分考えられるところかなと思っております。以上です。

○櫻井委員

すみません。そこを考えると、年度ごとのほうがスムーズではないかと思うんですが、その辺は、今、条例の文には年度は書いてないんですけど。その辺はいかがなものでしょうか。

○教育総合支援センター長

いじめ防止対策連絡協議会については、任期が2年というふうに記載されております。そういったところも含めて、貴重な御意見いただきましたので、協議をさせていただくこととなりますが、任期が2年というふうに示されている中での委嘱という形を今回、協議会でとらせていただきました。

○石隈委員

御説明ありがとうございました。幅広い方がこうして委員になっていただいて、とてもいいなと思います。多分これからだと思うんですけど、具体的にこの新しいチームができて、どんな事業というか連携をするかというふうなことはこれからだと思うんですけど、特にどんなことを期待されていますでしょうか。

○教育総合支援センター長

お答えいたします。今回1月20日に行われました内容につきましては、この3つの取組について、事務局から報告という形をとらせていただきました。また、今、改定を進めている市のいじめ防止基本方針についての趣旨も説明させていただきました。これからのこととなりますが、なかなか、いじめに関して個別的な事案を含むようなものが原則公開になっていきますので、そういった協議がなかなかその場では難しい、できないかなというふうに考えております。それぞれの関係機関の立場の中でのいじめ防止策に関する取組の情報交換、また、昨年度までは学校と関係機関でのディスカッション、情報共有等もさせていただいております。そういったところで、今年度引き継げるところは引き継いでいながら、学校等、関係機関の情報共有の場という形を柱に進めていきたいと考えております。以上です。

○石隈委員

ありがとうございました。情報共有はとても大事だと思います。プラス行動連携というか、実際に取手市で市を挙げてのキャンペーンをやるときに、こういうことができるのか、それから多分、アメリカの学校と日本の学校は違うと思うんですけど、アメリカ学校のいじめって割とお昼休みとか校庭で起きて、日本は人間関係とか授業とか、いろいろなところで見えにくいところで起きるんですけど、保護者の方が交代でお昼休みのいじめを許さないパトロールというか、保護者の誰かが「STOP BULLYING」と書いてあるジャケットを着て立っているんですね。それだけで減るんですよ。特に校庭とか、誰かが見ているということで、そういうのを地域の方がやってくさっているんで、多分、取手市でもいろいろ地域の活動をされていると思うんですけど、そういうところの推進役の一つがこの協議会かなと思ったものですから、そういう具体的なことが提案とかがあれば、ありがたいなというのが1点。

もう1点すいません。この中で、インターネットのいじめについて強い方もいらっしやると思うので、例えば、これはみんながそれぞれの立場ですけど、特にインターネットについては、この方とこの方が強いとか、例えば警察の方が強いとか、青少年センターが強いとかというのがわかると、いろいろなチームを組みやすいかなというふうに思います。

○教育総合支援センター長

ありがとうございます。それぞれの関係機関の持ち味というか、強みといったものが強調される場面が持てればというような御指摘でもございますので、今後、十分検討して参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○猪瀬委員

御説明ありがとうございます。例えばなんですけれども、PTA会長のようには1年度で代わる役の方もおられて、ちょっとお話も同じようになってしまうかもしれないんですけど、2年任期ということで、そういう次に代わられた方に、この会というのはこういう大切なことをやっているという引継事項というか、事前にそういう勉強できるような資料であったり、恐らく会長同士だと引き継ぎがないと思うので、何かそういう途中から入る人に向けての、今までのこういう状況だったとか、そういうのがあると、新しく入った委員の方はよりスムーズに慣れるのかなと思っております。その辺があれば、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育総合支援センター長

貴重な御意見ありがとうございます。やはり報告というか事業の説明、今年度こういう形で進めていきますといった事業説明といったものは、年度年度で必要になってくることかなと思いますので、文書なり、開催なり、いろいろな形でこちらから発信をしていきたいと考えております。ありがとうございます。

○猪瀬委員

よろしくお願いいたします。

○教育長

そのほかございますか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。これより報告第1号を採決いたします。

お諮りいたします。報告第1号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。報告第1号は、報告のとおり承認することに決定をいたしました。

続いて報告1、寄附の受け入れについてを議題といたします。

本件についての報告を染谷文化芸術課長補佐お願いします。

○文化芸術課長補佐

報告1、寄附の受け入れについて。

寄附の申込みがありましたので御報告します。受付日、令和2年12月21日。寄附者、櫻井紀久様。対象物件、二曲一双「孔雀の図」。数量、1点になります。作家

は、永田春水。

経過等について御説明いたします。令和2年12月16日、取手市谷中にお住まいの櫻井紀久様から、日本画家の永田春水作品の寄附申込みがありました。櫻井紀久氏は、父親の代から永田春水氏と親しく、個人で所有するよりも多くの市民に見ていただきたいとのことから寄贈されたものです。

作品は、次ページをご覧ください。1936年作、孔雀の図は、二曲一双の屏風で、サイズは171センチ掛ける172センチです。永田春水、孔雀の図は、同じタイトルで翌年に制作された作品を茨城県近代美術館が所有しております。この寄附作品は、取手市美術作品の寄附に係る事務取扱要綱第3条第3号の「市の美術文化に寄与し、かつ、市にゆかりのあると認められる作品」に該当することから、寄附を受入れたものです。

なお、この作品は2月13日、土曜日から2月25日、木曜日まで取手アートギャラリーにて開催予定の「とりで美術の歩み展」に展示する予定です。その後につきましても、藤代公民館のギャラリー等に展示してまいります。以上です。

○教育長

報告は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて報告1の質疑、御意見を終結といたします。

以上で報告1の議事を終わります。

続いて報告2、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いします。

○教育総合支援センター長

よろしくお願いいたします。報告2、いじめ防止策の取組状況に関する報告について。いじめの再発防止策への対応について、別紙のとおり報告させていただきます。

お手元の資料、1ページから説明をさせていただきます。まず1、「3つの取組」に関するシステムの改善についてです。来年度から、中学校3年生においても全員担任制が導入されます。そのことについて市教委内で協議をし、1月の校長会で提案した内容について御報告させていただきます。

(1)「全員担任制」の具体的な進め方についてです。3年生においても、一定の期間で担任が交代する全員担任制を導入したいと考えております。これにより、令和3年度から中学校の全学年での全員担任制の導入となります。

(2)3年生につきましては、1年生、2年生と、学校運営、学級経営上特別なものがございます。その一つが進路に関することです。進路事務はこれまで学級担任が固定しておりましたが、提案の内容としては、学級事務担当をそれぞれの学級に置くと。そして、この進路事務に関して窓口を明確化するといったところを提案しました。提案理由といたしましては、生徒、保護者の進路に関する不安の解消、教員の役割の明確化といったところにつなげていき、進路事務の正確かつ円滑な事務処理ができるのではないかと考えております。

(3)の定期面談についてですが、これまで7月と11月に定期面談を中学校では行っておりました。3年生につきましては、この面談は実質、進路面談という形になっております。そこで、この進路面談につきましては、原則として、先ほど説明をさせていただいた学級事務担当者が行うといったところで、窓口を明確化することで、今後の進路事務に関する事務又は不安の解消に努めていきたいと考えております。しかし、7月と11月以降の面談、進路に関わる面談等につきましては、今年度から導入している面談者の選択制といったものを継続していきたいと考えております。生徒、保護者からの希望があれば、この面談者を選択するというものを引き続き導入していきたいと提案をいたします。なお、③につきましては、この進路相談週間、また、不定期の教育相談等においては、生徒、保護者からの希望があれば、その都度、面談をできるというようなことは、引き続き、こういった環境を整えていきたいと考えております。

続いて2、「3つの取組に関するシステムの改善点」について、市内の20名の校長先生方に、このようなアンケート調査を記述式で行いました。現在、この内容について集計、また、まとめている最中でございます。この3つの取組の是非論ではなく、いかにして、この3つの取組を成熟させていくか。そういったところを趣旨として、このアンケートをとらせていただいております。いただいた意見を参考に、再度、教育委員会で協議をして、取手市のオリジナル化といったものを推進していきたいと考えております。

資料2ページに移ります。3、12月の教育相談部会の実施状況についてです。12月28日付けで、12月の報告をさせていただきました。学校は12月25日で終わっているんですが、最終日の28日まで相談が実際ございました。また、(2)が実際に相談があったということで御報告をしております。

4、令和2年度第1回取手市いじめ問題対策連絡協議会、1月20日に藤代庁舎1階で行いました。場所に関しては、こういう状況下の中で公共施設が、予定していたホールが使用できなくなりましたので、当日は藤代庁舎に変えて実施いたしました。(3)は、本委員会のメンバーという形になっております。

今回、この連絡協議会につきましては、事前にお配りさせていただきました取手市いじめ問題専門委員会に報告した内容について、連絡協議会の皆様にも御報告をさせていただきました。また、取手市いじめ防止基本方針の改定を進めております。3つの取組が令和2年度から導入されましたので、その導入に際して用語の整理であるとか、これまでに基本方針になかった全員担任制、教育相談部会等の仕組みについて追記させていただいているものです。なお、実際に連絡協議会の委員の方々にも資料を郵送してございまして、当日、御意見を書き入れていただいたものを回収しております。現在、意見の集約をさせていただいております。

以上で報告を終わります。

○教育長

以上で報告は終わりました。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○小谷野委員

報告ありがとうございました。1ページのところで意見でございます。3年生、来年度から担任が全員担任制の方向で変わるという中身の報告がありましたけど、進路指導関係、私もすごく気になっていまして、保護者も含めると、どちらかとい

うと生徒よりは保護者のほうが関心事は高いと思うんですよね。そういった内容を定期的に知らせていくという必要性があるときに、誰に相談したらいいんだということになってくると、いろいろな方も必要かもしれないけど、ある程度固まっていたほうが内容等についてはわかりやすい。ただ、ちょっと不安だといったときに、違う方にも相談できるという方向性が必要だろうと思うんですよね。ですから、そういった意味では、1つの方法として、この方法でまずやっていただいて、また課題なり反省なりで、次にまた進んでいくという方向性がいいのかなというような思いをすごく持っています。引き続き、課長から言われたように、保護者も生徒も相談しやすいという体制が、やはりこれが一番だと思いますので、その姿勢が、教員のほうからしっかりと出ているというふうな、そういう学校運営づくりをこれからもやっていただけたらうれしいなというふうに思います。意見です。

○教育総合支援センター長

貴重な御意見ありがとうございます。相談しやすい環境づくり、これを再度、令和3年度も継続していきたいとします。学年を問わずといったところで、継続していきたいと考えております。ありがとうございます。

○櫻井委員

御説明ありがとうございます。私も小谷野委員と同じ箇所なんですけど、進路指導に対応について、3年生は学級及び学年経営上、進路指導の一つと考えると。そこで、進路事務を固定化した学級事務担当者を置くと思いますが、経験上、進路指導と進路事務はまるっきり別物と考えます。特に、昨今、私立が顕著なんですけれども、進路に関して、それこそ出願に関してウェブのみとか、あと出願の書類も学校によっていろいろ違うということで、また、この出願に関しては昔は学校で取りまとめて行っていましたけど、今は個人が各御家庭で、しかもウェブでとなると、パソコン上でというようなこともありますので、そういったことに対する保護者の方の不安とかもあります。そういう意味で、事務を一本化するというのは大変いいことかと思いますが、そこは指導とは違うと思います。ですので、この文書を拝見すると、進路指導が柱の一つと考える。そこで、進路事務を固定化する。これはよろしいかと思うんですが、窓口が明確となり、進路に関する不安の解消は進路指導のほうの役割であって、進路事務の役割ではないと思います。事務関係で、実際に出願したはいいいけれど、向こうにちゃんと届いているかどうかの確認、あと細かいところを言えば、試験日にちゃんと生徒が行っているかどうか、そういった細かい進路事務のこともありますので、それを一本化するのはいいいんですが、それは指導とは違うと思います。その辺はどのようにお考えでしょう。

○教育総合支援センター長

御意見ありがとうございます。本当に中学校受験、高校受験、ウェブでの出願というのが本当にふえてきているんだというのを実感しております。中学校の進路指導につきましてですが、事務も含めてですけども、まず今回、この進路事務を明確化したのは、やはり書類を出した、出していない、聞いた、聞いていない、いろいろございますので、そこでまず窓口を一本化することによって、そういった進路事務の事故をなくしていこうと。先ほど説明させていただきました、基本的にはこの事務担当者が定期面談を行うといったところで、事務の窓口と進路指導がまた違ってしまうと、非常にまた難しい問題が出てくるので、そこもまず一本化させていただきました。この事務担当が1人で丸抱えをするということではなく、やはり学年

会等を行い、学年の中で、自分のクラス以外の情報をしっかりと共有する。そして、クラスを越えて進路指導を行うといったものを引き続き中学校では行っていただくよう、協力依頼をしていきたいと考えております。

保護者、児童生徒によっては、それぞれの不安とか悩みを抱えておりますので、窓口が幾つもあったとしても、それが最終的にはしっかりと一本化されるような体制づくりは努めていきたいと思っています。また、面談等に関しては、必要に応じてなんですが、1人ではなく2人で行うといったことも案として示させていただいております。以上です。

○櫻井委員

ありがとうございました。今、松戸課長のほうからお話がありました一本化ということで、学年には学年主任がおられると思いますが、そこへの集約方法、あるいは進路というのは、学校全体、3年生の進路指導というのは学校全体が関わることでありますので、学年主任、教務主任、そこから教頭、校長先生方に行くわけですが、その辺の連携はどのようにお考えでしょう。

○教育総合支援センター長

お答えいたします。各学校においては、呼び方は違うと思うんですが、進路対策推進会議等を行っております。大卒なんですけど、今まででいう担任がまずクラスの事務を集約して、それを学年で検討する、確認する。当然そこは、学年主任がリーダーとして進めていく形になります。当然、進路相談、進路指導の主事であるとか生徒指導主事等も入ってくる学校もあるかと思うんですが、先ほどお話ししました、仮称の進路対策推進会議につきましては、学校長、教頭といった管理職も入って行われているものと認識しておりますので、学年の中で全て完結するということにはならないと考えております。そういったところも再度、確認はしていきたいと思っています。

○櫻井委員

ありがとうございます。全員担任制になって、新しいこういうシステムでということ動かれるのはいいんですが、本当にこの新システムで、新しく3年生になる子たちの全員の進路が、その生徒たち一人一人の希望にきちんと沿った形で進路の実現をしていただきたい。そのときに、システムが途中だから、ちょっと進路うまく決まらなかったみたいなことがないようにしていただきたいと思います。

○教育総合支援センター長

ありがとうございます。

○石隈委員

御説明ありがとうございます。私も同じ箇所なんですけど、今の小谷野委員、櫻井委員の御意見、大事なポイントだと思ひまして、全員担任制ということで大きな船出をしていて、ただ、進路に関しては書類とかでなかなか分散してはいけない、窓口を決めようと。ここまではいいんですけども、この決め方をぼんやりしてしまうと、3年は担任がいるんだねということになってしまいかねないので、まず小さいところからいくと、進路事務を固定化するので、なぜ学級事務担当としたのか。学級進路担当とか、先ほど櫻井委員のおっしゃったように指導全体、要するに進路指導、キャリア教育ですよね、それ全体と受付、書類はこの先生が見てくださっているという安心感とは、ちょっと整理しないと、何でもそこに行ってしまうというのが私もあります。それに対して、具体的な提案を折衷案をすると、定期面談の書

類に特化するんだったら、11月は学級進路事務が行ってもいいんですけども、7月はもっと幅広い人に聞いてもらうという選択肢もあるのかなっていうのがまず1点ですけど、これセンター長の御意見を聞きたいんですけど。

○教育総合支援センター長

ありがとうございます。まず、定期面談7月、11月ですが、実際に7月から中学校3年生は進路に関する内容も入ってくるといったところから、今回、こういうような形で学校には提案をさせていただいております。7月と11月で面談者が変わることによって、進路に関して助言指導といったものが、しっかりと窓口を固定化することによって生徒、保護者の安心感につながるのではないかと考えたところも提案になります。しかしながら、やはり先ほど皆様から御提案いただいている、話しやすい環境、これはしっかりと確保していかなくてはいけないと思っておりますので、定期面談以外にも選択できるんだということは、しっかりと保護者の方々にも周知徹底していきたいと考えています。

○石隈委員

ありがとうございます。どうしても松戸センター長の話を聞くと、進路指導担当なんですよ。そういうふうに聞こえるんですよ。事務担当じゃなくて。だから、7月から聞いて進路を決めていくということで。いや、それが悪いというんじゃないくて、全員担任制の趣旨の中の特例なのか、戻ってしまうのかの心配と、進路だけに関しては3年生は担任制を残そうという、趣旨はそこにあるんですかね。事務的なものであれば、書類なので、そちらの整理ができると思うんですけど、やはり幅広い人に相談できるという趣旨でいくと、7月は希望制にしても。

書類的なもの、要するに進路の相談って、窓口は1つなんですけど、子どもたちは迷う中でいろいろな人に意見を聞くんですよ。好きな教科の先生に話を聞いたり、担任に聞いたり、親の意見を聞いたり、先輩に聞いたり、その中で整理して最後は書類になっていくと思うんですね。だから、その辺が問題提起かもしれないけど、その学級事務担当にどこまでお願いするかということ、ある程度絞らないと、3年生に関しては学級担任に戻ってしまうという危惧もあるなというのが一つと、元から言われている学級担任制のデメリットとしては、先生方の競争意識ができてしまう。去年お話を聞いた元麴町中学校の工藤先生がおっしゃるように、競争意識で、不登校の子どもが急に出たら担任の先生がごめんなさいと言うと、それはごめんなさいじゃなくて、別にその先生が悪いというんじゃないくて、不登校ゼロを各学級で競っているわけじゃなくて、学校全体へというお話があったと思うんですけど、特に進路に関しては、取手市の状況をよくわかっていないかもしれませんけど、皆さん自分のクラスの子どもの希望の進路に入れたい。学校全体で進路の成績をよくしたいという中で、やはり学級担任って何か責任感とか、競争の気持ちというのがもし強く残ったら、全員担任制をやろうとしているところで持たないかなというか、ちょっと違うところが出てくるかなというのが、さっきの櫻井委員と共通点なので、もし置くとしたらその業務を焦点化するということと、相談指導との進め方を少し柔軟にされるといいかなというのが提案を含めてになります。

○教育総合支援センター長

ありがとうございます。いま一度、業務の焦点化、誰がどういった業務を担うのかといったところにつきましては、やはりしっかりと協議をしていく必要があると痛感いたしましたので、その在り方について、もう一度協議させていただきたいと

考えております。ありがとうございます。

○小谷野委員

石隈委員が言われている部分の中でも、自分も教員として考えると、不安が逆にあるんですね。子どもを何とか、それから保護者に対しても、しっかりと自分の言葉として伝えたいという形を強く持っている教員ほど、きっと相談窓口は別になって事務だけやるといふ形が出てくると、不安になっちゃうのかなというような感じを持つんですね。私も櫻井委員が言った、進路の方向といふかやり方がそんなに変わっていたのといふのを初めて知ったんですね。昔の頭しかなかったの、それほど変わっているのであれば、やり方も昔の方法から少しずつ変えていく必要性はあるかもしれないので、その辺を上手に先生方に解き明かしてお話をさせていただいて、相談窓口と手続窓口をしっかりと変えていくといふ方向性は必要なのかもしれないから、一気に難しいかもしれないけど、なかなか大変だと思うんですけど、そんなところで頑張ってもらえるとうれしいなといふふうに思います。

○指導課長

すみません。今、やりとりをずっと聞かせていただいていたところなんですけども、これまでの進路指導といふと、やはり学校が、それは教員が主体となつてといふことが日本では長く続いておりました。そして、今年から、国のほうからキャリアパスポートといふことで、子どもたち自身が自分のキャリア、将来をどのようにデザインしていくのかといふ積み重ねをしていくといふことが国から示され、取手市も取手市版キャリアパスポートといふものを作成しております。

先ほどの進路相談に関しましても、これはなかなか根づくまでは難しいかも、時間がかかるかと思つていますが、将来的な方向性としては、子どもたちが自分のキャリアを真剣に考えながら、その過程で進路の相談をできる教員であつたり大人を選べるといふような力を養っていくことは大切なことなのかなといふふうに思っております。また、働き方改革により、先ほどの私立学校でのウェブ出願といふことが、昨年度から急激に県内でも広まりつつあるといふことは承知しております。そういった状況を見ながら、一番不利益を被つてはいけないのは子どもたちですので、そここのところさまさまの方の御意見をちょうだいしながら、これはセンターに任せるだけではなくて、指導課でも当然、先生方とよく話し合いをした上で方向性を出していければといふふうに考えております。

今後、将来的に望まれるのは、子どもたちがいかに自立していけるかといふ点も大事なところかと思つておりますので、そこを大事にしていきたいといふふうに考えておりますし、あとは特別に支援を要するお子さんにとっては、誰でもいいよといふことが非常に負担になっております。それぞれのお子さんの特性によつて、この子であれば、まず困つたときがあつたら誰先生に一番に相談しなさいねといふような具体的なことを伝えるのが一番よいかと思つておりますので、そんなことまで今年度さまさまやってきて、課題が浮かび上がつてきておりますので、来年度に向けて、しっかりとそこを精査した上で準備を進めていければといふふうに思っております。すみません、途中で割り込みました。

○猪瀬委員

御説明ありがとうございます。資料を見ていましたら、3ページのほうに、今後、中学3年への全員担任制のことなんですけれども、全員担任制の導入に向けて2年度における全員担任制の運用実績、進路への十分な対策を踏まえた上で、慎重

に検討とあるんですけれども、これというのは文面的には、戻ることが考えられるというのもあるということなんでしょうかね。

○教育長

資料のどの部分か確認できますか。もう一度すみません。

○猪瀬委員

取手市いじめ問題対策連絡協議会の資料、これが付属の資料ということでよろしいでしょうか。その3ページなんですけれども、この課題のところなんですけれども、中学3年生の全員担任制の導入に向けてというところなんですけれども、慎重に検討というのは、また固定というか担任制というのも考えているという書き方なんでしょうかね。

○教育総合支援センター長

現段階では、この全員担任制をこちらの教育委員会としても、オリジナル化を含めて推進していきたいと考えております。しかしながら、大越課長からもありましたが、ここはしっかりと現場の先生たちに耳を傾けて、実際どういったところが課題であり、改善するポイントであるのか、成果であるのかといったところも、こちらのほうでしっかりと検討しながら、毎年というか、必ず繰り返し繰り返し発展というか改善を進めていかななくてはならない取組と考えておりますので、現段階としては推進していきたいと考えております。

○猪瀬委員

ありがとうございます。私も現在、保護者として、中学3年生の子を抱えてまして、まさにウェブもやりまして、母親もちょっと触れるときにやってみるという話なんですけど、本当にいろいろな質問だったりとか、これは受験に関係あるのかなという文面まで、塾はどこに行ってますかとか、いろいろそういう質問系というか個人情報欲しいのかとか、いろいろ初めてなもので素直に従っているんですけど、今現在、中学3年生で担任制なんですけども、それでも保護者、母親とか、どうすればいいのかなとか、質問とか、先生に聞こうかしらなんてよく聞くんですけど、これが全員担任制になると、今のようにコロナで学校とちょっと距離がある状態だと、本当に誰に相談していいとか、その先生の特色もわからないと思うんですけど、これだけは本当に温かくというか、しっかりと変えていくには、保護者の不安というのは、担任であっても不安であるし、どこになっても不安にはなると思うので、何か保護者に少しでも、私も何か相談されればそういう話せることは話すんですけども、先生方との距離を詰めて、コロナの影響もあるんですけど、より今まで以上に手厚くというか、相談先が多いほうがよいと思います。

○教育総合支援センター長

事務の窓口を明確にするといったことは、これまで以上に情報をしっかりと共有していかなくてはいけないととらえております。そういったところから、今ある学校内の組織といったものも、改編も含めながら、どうあるべきかについては、しっかりと同一歩調で改善を進めていきたいと考えております。中学校1年生、2年生の定期面談の中でも、やはり保護者の方々から不安だというお声は、こちらのほうにも学校から届いておりますので、しっかりと協議を進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○猪瀬委員

ありがとうございます。ぜひよりよい方向に進めばいいと考えております。

○櫻井委員

しつこいようで申し訳ありません。3年生の進路指導を同居人がやっていた様子を見ておりまして、本当に大変だと。この進路指導ではなく事務です。進路事務がすごく大変だと。実際にあったことでは、今、猪瀬委員もおっしゃいましたように、私立のウェブ出願にたくさんの質問が出る、全部答えるので手いっぱい、ちゃんと最後、出願のボタンを押したかどうかわからない、覚えていない。で、出願すると、出願しましたのメールが来るんだけど届いていない。どうして問合せたらいいだろうというような質問から、本当にもうさまざまな事務的なものが来ます。それを全部、この進路指導をしている先生が負っていたら大変なことになりますので、その場合は、主任が事務的なものは全部自分がやるからということで、担任は指導、事務は主任と分けておりました。そういった出願のボタンが押せたかどうかわからないというような問合せを当該学校にして、どこどこ中学の誰々出てますかという問合せ、あるいは、どこどこ中学の誰々の書類に不備がございませんかというような問合せ、不備があった場合の対応、それを1本でやっていました。それでも大変だなと、傍で見ていて、本当に指導ではなく事務が大変だなと思いました。

先ほど来、ほかの委員からもありますように、指導と事務は明確に分けたほうがいいと思います。事務に関しては、専門的にその事務のみを行ったほうが、万が一にも出願ミス、書類の不備等があって出願できない状態があったら大変ですので、そこはもう明確に分けて、専門的に行って、書類的にはどこも問題ない。だから、あなたは自分の力を出して頑張ってくださいと言えるような状態にできるようにしたほうがいいのかと思われまます。

○教育長

いろいろな御意見、貴重な御意見、ありがとうございます。この進路指導の問題と担任の問題というのは、再発防止においても非常に重要な点でございますので、一番はその生徒なり保護者の不安をどうやって解消するかということなので、いただいた御意見をもとにして、改めてセンター、指導課含めて、もう一度きちんと整理をし直して、学校とやりとりをさせていただきたいと思えます。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告2の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告2の議事を終わります。

委員の皆様にお知らせします。この議題となります報告第2号、取手市教育委員会職員の処分については、職員の人事に関する報告案件となります。よって、議事を非公開とすることを発議したいと思えます。

お諮りいたします。報告第2号の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議ございませんので、報告第2号の議事は非公開といたします。

傍聴の皆様には、非公開とすることが決定しましたので、本件の議事が終了する

までの間、皆様には御退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午前 10 時 55 分休憩

午前 10 時 56 分再開

○教育長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

報告第 2 号、取手市教育委員会職員の処分についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第 2 号は報告のとおり承認することに決定をいたしました。

非公開とした件の議事が終了しましたので、議事の非公開を解除します。

[会議室開鎖]

○教育長

次に、その他に入ります。

事務局から報告等をお願いいたします。

○スポーツ生涯学習課長

先ほど、議案第 3 号を御審議いただいた中で、櫻井委員より御指摘をいただきました、放課後子どもクラブ運営業務委託公募型プロポーザル実施要領の概要版の中の表現で「共働き家庭の就労支援」という点について、ここで改めて御説明をさせていただきます。こちらの概要の資料を作成する際に、簡潔に説明するために、新放課後子ども総合プランに示されている「共働き家庭等の就労支援の拡充を図る」という表現を用いたんですが、資料作成時に「等」という文字が抜けてしまったことをここでおわびさせていただきます。訂正をさせていただきたいと思っております。

なお、公表を行う際に使用します実施要領の中での表現につきましては、基準省令から引用しました文言としまして「保護者が労働等により昼間家庭にいない児童」「保護者の子育てと仕事の両立支援を図るための事業」というような文言を使用しておりますので、公募に当たっては正しい表現となっておりますので、御報告させていただきます。以上です。

○櫻井委員

ありがとうございます。

○石隈委員

すみません。櫻井委員の御指摘も、今の対応も本当にいいと思います。つまり、文言って私たちの姿勢を示すもので、櫻井委員の視点はそのとおりで、実際のところがそうっていないという御説明もとても安心しましたし、文言から変えていくというところが大きいと思います。共働きというのは、親が 2 人いて一緒に働いていることを前提とした文言なので、今の実態には即していないケースもふえていますので、今の対応とても安心しました。ありがとうございます。

○教育長

私たちが改めて認識をしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、事務局から報告等をお願いいたします。

○教育総務課長補佐

事務局から3点、御報告させていただきます。

まず1点目、取手市教育振興基本計画（案）の概要版についてになります。昨年12月の定例会において御協議をいただきました、取手市教育振興基本計画（案）につきましては、今年1月15日からパブリックコメント手続のほうを開始しております。2月15日まで、市ホームページ等で市民の皆様の御意見を募集しております。現時点では、1件の御意見が寄せられております。そちらの内容につきましては、また後日、改めて御説明させていただきます。

〔蛭原教育総務課長補佐資料を示す〕

○教育総務課長補佐

総合教育会議の御説明の中でお示ししたんですけれども、こういった形で取手市教育振興基本計画（案）の概要版を作成いたしました。こちらについては、取手市教育委員会のホームページにPDFファイルの形で掲載を予定しております。また、こちらの内容について、学校の保護者の皆様に周知という形で、メール送信での御案内、それからメールに登録されていない方については、こちらの書面の配布という形で、今週中に保護者の皆様のお手元に届くように手配をしております。1点目は以上になります。

2点目、令和2年第4回取手市議会定例会一般質問についてになります。委員さんのお手元に、令和2年第4回取手市議会定例会会議録速報版、教育委員会関連一般質問部分の抜粋がお配りされているかと思えます。こちらについては12月の取手市議会定例会で、教育委員会関係の一般質問を抜粋したものです。3名の議員さんからの質問に答えた部分になります。こちらについてはお持ち帰りをいただきまして、内容を御確認いただきたいと思えます。

最後3点目になります。2月の行事予定及び教育委員会定例会の日程についてになります。皆様のお手元のほうに、2月の行事予定表がお配りされているかと思えます。そちらについてもお持ち帰りいただき、御確認いただきたいと思えます。また、2月の教育委員会定例会につきましては、2月16日、火曜日、午前中を予定させていただきます。正式な御通知は文書で差し上げますので、御確認をいただきたいと思えます。

事務局からの報告は以上になります。

○教育長

それでは、以上で今定例会に付議されました事件の審議は全て終了しました。

令和3年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。

午前11時9分閉会